

消 防 予 第 278 号

平成 28 年 9 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

( 公 印 省 略 )

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考として  
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

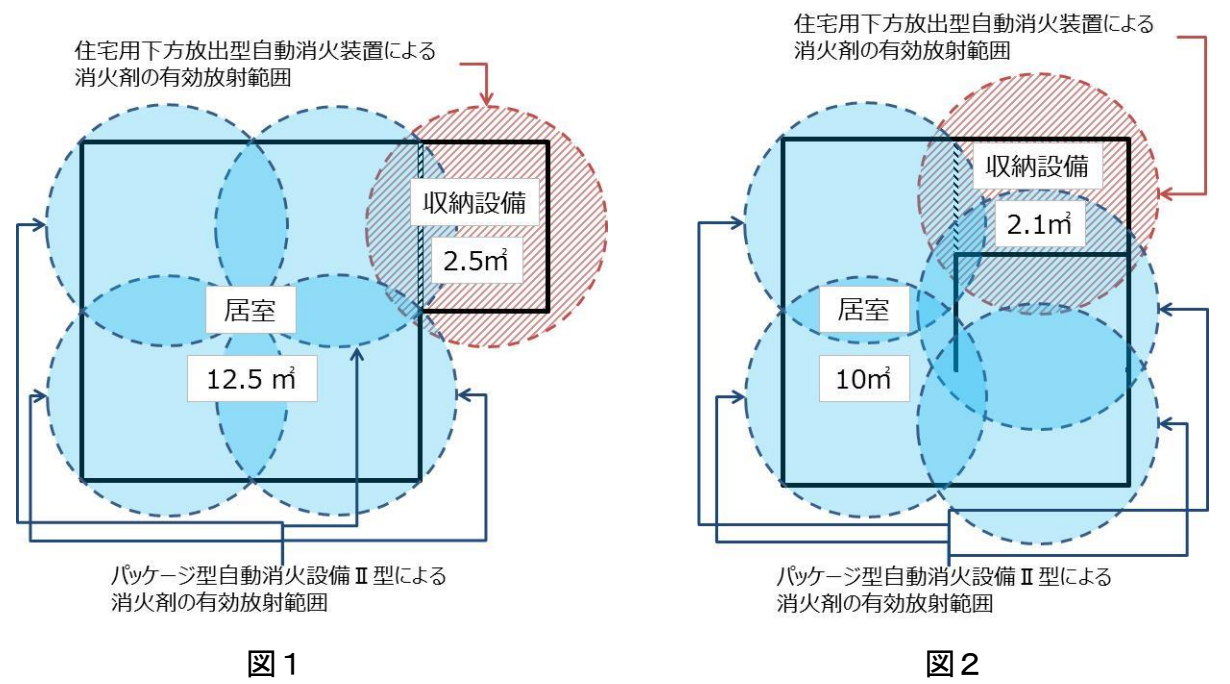
なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係  
担当：四維、西村  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

問 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年消防庁告示第 13 号）第 3 第 2 号に掲げる防火対象物に同告示第 2 第 2 号に規定する II 型（以下「II 型」という。）を設置する際に、13 平方メートル以下の居室に対し収納設備が設けられ 13 平方メートルを超えることとなる場合（図 1 参照）又は居室と収納設備の床面積の合計が 13 平方メートル以下であっても居室や収納設備の形状等の理由から 1 台の II 型では防護し難い場合（図 2 参照）は、II 型を 2 台以上設置することが求められているところであるが、次の条件を満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比較して体積が小さいため早期の火災感知が可能であること及び防護面積が小さいことに鑑み、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条を適用し収納設備に対し II 型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置してよいか。

なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が一の同時放射区域となる場合であっても必ずしも II 型との連動を要さないものとする。

- 1 一の収納設備の床面積は 3 平方メートル以下であること。
- 2 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
- 3 II 型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についても II 型の点検基準に準じた点検が定期的実施され適切に維持管理されていること。



(答)

差し支えない。